

高度情報通信ネットワークの形成

(1) 通信事業の原則自由化

- 通信事業者の自由な創意工夫が遺憾なく発揮されるよう競争促進の妨げとなる規制を緩和 撤廃

「事業者規制法」からの脱却

(2) 新通信法の早期制定 (別紙1参照)

- 利用者利益の最大化と自由かつ公正な競争の促進を目的とする法体系へと抜本的に転換

【新通信法のポイント】

- 通信サービスの再定義 (規制対象範囲の限定)
- 市場支配力に着目した競争ルールの確立
- 非支配的事業者には規範的な義務のみ
- 支配的事業者には競争促進に必要最小限のルールのみ
- 競争政策の推進体制の整備
- 独立規制機関の設置
- 公正取引委員会の機能強化

【重要施策例】

- 一種・二種事業区分および事業区分に基づく事前規制の撤廃
- 設備、業務区域、役務種類変更許可制等の廃止
- NTTの経営に直接介入する規制の廃止
- 特定無線設備・端末機器の技術基準に関する供給者適合宣言方式の早期導入
- IT関連規制改革専門調査会報告の活用 (電波の効率的利用の促進等)

行政の情報化、公共分野におけるITの活用

(1) 効率的で質の高い電子政府の実現 (別紙2参照)

- 業務改革等による国民・企業の利便性向上

【重要施策例】

- 申請・届出等手続の電子化に関する各府省アクション・プランに成果目標を明示
- 人事・給与等の管理業務の連携・集中化等
- 情報システムの企画・調達等の一元化、総合評価落札方式等の見直し
- 成果志向の指標等の作成
- 推進・評価体制の強化
- アクション・プランの策定、実行、見直しのサイクルと情報システムの調達等をIT戦略本部が外部専門家の協力も得て監視・評価

(2) ITSの利用促進 (別紙3参照)

- 利用者が利便性の高いITSサービスを楽しむ環境整備を官民一体で推進

【重要施策例】

- ITSアクションプランの策定 (民間人の参加する省庁横断的な専門組織の設置)
- 都市再生に向けた都市ITSの構築
- 規制等の総点検
- ETCの普及に向けた施策 (恒久的割引制度の導入、ETC専用レーンの拡大等)
- ビーコン等、既存インフラの民間への開放ルールの整備

電子商取引等の推進

(1) 企業等の効率化を妨げる規制の総点検の実施等 (別紙4参照)

- ITの活用による構造改革の推進

【重要施策例】

- 請求書等の税務上の保存義務、証券会社、貸金業者等の帳簿書類の保存義務等の見直し
- 医療法人、社会福祉法人等の各種法人に書面作成、備え置き等を義務付けている制度の見直し
- 国際競争力のあるユビキタス・ネットワークに係わる政府全体としての構想の策定

別紙1: 新通信法 (競争促進法) の骨子

別紙2: 効率的で質の高い電子政府の実現を求める (概要)

別紙3: ITSの利用促進に関する意見 (ポイント)

別紙4: 電子商取引の環境整備

新通信法（「競争促進法」）の骨子

2002年4月9日
(社)経済団体連合会

1. 法律の目的

< 骨子 1 >

いつでも、どこでも、誰もが合理的な料金で多様な通信サービスを自らのニーズに応じて迅速に享受できるよう、自由かつ公正な競争を促進することにより、利用者利益の最大化を図ることを法律の目的とする。

2. 通信サービスの定義

< 骨子 2 >

通信サービスは、「利用される伝送設備が何であるにかかわらず、利用者が指定した情報の形態・内容を変更することなく、利用者が指定した複数の地点間で伝送する能力を提供すること」とする。

3. 通信サービスを提供する上での規律・ルール

(1) 通信サービスを提供する全ての事業者に対する規律

< 骨子 3 (1) >

通信の秘密の確保および接続の義務、ならびにこれらの義務に反した場合の措置など、予め示された事業参入にあたっての要件に同意する事業者は、事業参入する旨を独立規制機関に通告する。

その際、公衆に対して通信サービスを提供する事業者は、ネットワーク・インフラの整備にあたって周辺諸権利との調整に必要な権利(いわゆる公益事業特権)を利用できるものとする。

(2) 支配的事業者に対するルール

< 骨子 3 (2) >

独禁法による事後規制だけでは不十分で、「新通信法」に基づくルールによって競争を促進することが有効と考えられる市場の範囲を独立規制機関が画定する。

当該市場において、「通信サービスを提供する上で不可欠な機能を有することによって、あるいはその地位を利用して、料金やサービスの提供など当該市場への参入条件に継続的に大きな影響を与え得る事業者」を支配的事業者として独立規制機関が指定する。

上記骨子 3 (1) の規律に加え、支配的事業者に対しては、技術革新の動向を反映した接続ルールを適用する。また、ネットワークの接続上不可欠な区間における管路等の設備の開放を義務づける。さらに、支配的事業者が不可欠な機能を他事業者に提供する部門と利用者に通信サービスを提供する部門を併せ持つ場合には、両部門間の機能分離(会計分離ならびに人員および営業等に関するファイアウォールの確保)を担保するための措置を講ずるとともに、小売料金に対し上限価格制を適用する。

支配的事業者が画定された市場に隣接・関連する市場(例えば、ネットワークとの連結効果が生じ得る情報コンテンツの分野)に進出するにあたって、において機能分離を担保するための措置を講じた場合は、追加的なルールは要しない。〔において機能分離を担保するための措置を講じない場合は、完全分離子会社による進出を要件とする。〕

4. 競争政策の推進体制

(1) 独立規制機関の設置

< 骨子 4 (1) >

法律の目的を達成するための機関を置く。

同機関は内閣総理大臣の所轄とする。

同機関は透明な手続によって以下の職務を行う。

(イ) 事業参入要件の提示、参入通告の受付

(ロ) 周波数、番号の管理

(ハ) 競争ルール(支配的事業者の指定・解除を含む)をオープンかつ透明な手続に従って策定すること(「申立(ペティション)制度」、法律の制定、裁判所の判決等に基づき)。

(ニ) 競争ルールを執行すること。

(ホ) 競争ルールに基づき紛争を解決すること。

(ヘ) ニ、ホのため、必要に応じて調査を行い、ペナルティを課すこと。

(ト) 法令・競争ルールの運用状況を毎年公表し、定期的に見直すこと。

機関の委員長および委員は、独立してその職務を果たすこと。

委員長および委員は、内閣総理大臣が両議院の承認を得て任命すること。

委員長および委員の任期は5年とすること。

委員長および委員は在任中その意に反して罷免されないこと。

機関に事務局を置くこと。

国会に対し法律の施行状況を報告すること。

(2) 公正取引委員会の機能強化

< 骨子 4 (2) >

公正取引委員会の機能強化に向け、組織の位置づけを見直すとともに(内閣総理大臣の所轄機関化)、陣容を強化する。

5. 定期的見直し

< 骨子 5 >

競争ルールをはじめとする法制度の定期的見直し条項を設ける。

6. その他

< 提言 >

N T T の経営に直接介入する規制および研究開発に関する責務は早急に撤廃するとともに、ユニバーサル・サービス確保、公正競争確保に必要な事項などを新法に統合、吸収することにより、N T T 法を廃止する。

「効率的で質の高い電子政府の実現を求める」(概要)

2002年4月9日
 (社)経済団体連合会
 情報通信委員会情報化部会

.基本的考え方

- (1)電子政府の実現は、ITを活用した政府・地方公共団体の変革・再生に他ならないことを再認識して、各種の施策を展開することが肝要。
 (2)現状は、電子化が半ば目的化しており、業務改革、省庁横断的な類似業務・事業の整理、制度・法令の見直しなどが不十分。
 (3)政府は、「2003年度」が電子化達成だけでなく、業務改革等の目標年限でもあることを改めて銘記し、業務改革なきIT投資を厳に慎むとともに、電子化によってもたらされる成果を国民、企業に対し具体的に示すことが必要。量的な目標の追求を超えて電子政府の質的な充実を図るべき。

.要望

1. 国民、企業と行政との間の情報化	
(1) 行政情報の電子的提供	「電子政府の総合窓口」についての工夫が必要。 (例)企業関係の重要事項・手続に関する最新情報、具体的な手続方法の案内、複数の制度にまたがる手続に関する統一窓口などを縦割りを排除した形でシームレスに提供する等
(2) 申請・届出等手続の電子化	各府省策定のアクション・プランにおいて、行政の効率化や国民、企業の利便性向上といった電子化がもたらす成果について目標を設定し(原則数値化)、明示すべき。 電子化実施にあたっては、具体的な実施時期、システムの仕様、申請等のフォーマット等に関する情報を、実施予定日の遅くとも3ヵ月前に提示するとともに、民間の意見を聴取すべき。なお、申請システムの仕様の統一は不可欠。 個人の属性認証によって、代表者以外の者による各行政庁に対する申請、届出を可能にすることが必要。 経団連として、ワンストップサービス化が必要な手続について引き続き検討し、関係府省等に働きかけていく所存。
(3) 地方公共団体の取組み支援	地方公共団体に共通して必要な基盤を明確化し、システム仕様の標準化、申請・届出等手続に関するシステムの一元化を推進すべき。 ASP(Application Service Provider)等を利用した広域的な共同運営システムを整備していくことも有効。 国は、地方公共団体の先進的な取組みを支援することで、電子化水準の引上げと行政サービス面の競争を促していくことが必要。
(4) 電子的手段の利用促進	電子的手段を利用した場合に手数料を減額するなどのインセンティブ措置を積極的に活用すべき。
2. 行政の事務・事業の情報化	各府省間で共通の管理業務(人事・給与等)について、ITを活用して運用の連携・集中化を進めることが必要。 国・地方を通じた公的部門の歳出状況をITによつて的確・迅速に把握し、四半期別GDP速報の改善や経済政策の実効性向上に役立てていくことも重要。 行政のコア業務の明確化等によって、コア以外の業務を広くアウトソーシングしていくことも不断に検討すべき。
3. 情報システムの企画、調達等のあり方の見直し	各府省の情報システムなど関係部局の人材と予算を集めて責任とノウハウを集中し、システムの企画、調達、開発、運用を透明な手続の下で一元的に行なうことが必要。 単年度契約、総合評価落札方式、入札参加制度などの見直しが必要。
4. 成果志向の指標等の作成	従来の指標、ベンチマーク集に加え、国民生活の利便性向上、企業活動の効率化など実際の成果を実感できるような指標を設けるべき。 (例)「国の申請・届出等手続の削減数」、「オンライン化による行政経費の削減額・手数料引下げ件数」、 「申請処理期間の短縮」、「書類の削減数」等
5. 推進・評価体制の強化	電子化がもたらす成果に関する目標(原則数値化)を盛り込んだアクション・プランの策定、実行、見直しが不可欠。 IT戦略本部が、外部の専門家の協力も得て、アクション・プランのサイクルおよび情報システムの調達等を評価、監視し、その結果を公表すべき。その際、行政評価・監視機能を活用して、行政改革の圧力を電子化のプロセスに組み込むべき。 (例)「許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視」をアクション・プランの見直しと改定に連動させる等

.2004年度以降の取組み

- (1)e-Japan戦略および重点計画の下で推進されているネットワークインフラの形成、研究開発の推進などの成果を総合した、より高度な行政サービスが提供されることを期待。
 (2)電子政府とは、環境変化にも対応できる「効率的で質の高い政府」であるための継続的な改革運動であり、2004年度以降も総合的・計画的に取り組むことが必要。

「ITSの利用促進に関する意見」(ポイント)

2002年4月9日
 (社)経済団体連合会
 情報通信委員会情報化部会

. 基本認識

- (1) ITS (Intelligent Transport Systems 高度道路交通システム) は、交通問題、環境問題、高齢化問題等への有力な対応手段として期待。国民が日常生活の中でIT革命を実感できる象徴的なもの。新規市場の創出、新たな雇用の確保、国際競争力の向上等を実現する重要な切り札となる分野 (ITSによる交通渋滞解消効果は2015年で1.2兆円。交通事故の約3/4がITSにより防止可能。ITSによる走行の効率化によりCO₂が10~15%削減可能。2000~2015年度のITS関連市場規模は累計約60兆円、全産業への波及効果は約100兆円と推計)。
- (2) しかし、具体的な将来展望が見出せず、ITS関係者に閉塞感が生まれているのが実情。
- (3) サービスとして捉え、利便性の高いITSサービスの環境整備を効率的に推進していく必要。関係省庁が連携を強化するとともに、政府と民間とが一体となって取り組むことが不可欠。

. 政策課題

1. ITSアクションプランの策定	<p>(1) インターネットや携帯電話の普及などの環境変化をふまえて、官民の役割分担を明確にした上で、国家戦略としてITSに関する新しい全体構想と、その実現に向けたアクションプランを策定する必要。アクションプランにおいては、ITSの実利用に向け、e-Japan戦略の目標年次である2005年度までに強力に推進する事項も盛り込むべき。</p> <p>(2) 国家施策として取り組まれている2005年日本国際博覧会、ならびに、その前年に開催される2004年ITS世界会議を契機に、国民が世界最高水準のITSを実利用できるよう、重点的に取り組む必要。</p> <p>(3) 民間人が参加する省庁横断的な専門組織を設置。省庁・部局毎に展開されている類似プロジェクトを整理統合。策定後の状況をふまえて、機動的に、アクションプランを改訂すべきである。</p>
2. 都市再生に向けた都市ITSの構築	<p>(1) 交通渋滞の経済的損失額が年間12.3兆円に達すると試算。都市再生の観点からも、ITSの実利用を図り、地域住民がITSの効果や利便性を実感できるようにすべき。</p> <p>(2) 地方公共団体等においては、 交通状況に応じて信号を制御する新システムの導入や交差点のIT化など、交通流マネジメントの高度化を促進する必要。 インターネットITSの環境整備を図る必要。民間が、道路交通情報及び鉄道、バス等の公共交通機関に関する各種情報、観光情報、駐車場情報等、官民の保有する情報を、各種のメディアを通じて利用し得る基盤を整備する必要。IPv6を推進する際にも、ITSを視野に入れる必要。 公共交通機関の利用促進のため、パーク&ライドやエコカーの共同利用の促進、ならびにデマンドバスや隊列自動走行バスの導入や関連施設の整備等を図る必要。</p> <p>(3) 国としても、こうした地方公共団体等の取り組みを支援すべき。とりわけ、2004年ITS世界会議、2005年日本国際博覧会を目途に実利用化を実現。</p>
3. 規制等に係る総点検	<p>例えば、次のような要望が企業から出されている。</p> <p>(1) 有料道路自動料金支払いシステム(ETC)の普及、有効活用 ETCの恒久的な通行料金割引制度の導入、ETC専用レーンの更なる拡大、法人ユーザーが利用しやすい制度面での整備(例えばETC利用領収書の税務上の認定等)などを早急に実施。 民間が利用する狭域通信システム(DSRC)について、既存のETC車載機を利活用するため、官用ETCの電波チャネル、および道路4公団の仕様書に基づいたIDについて、民間が利活用できるよう、ルール、制度を整備。 狭域通信システムの基地局の設置につき、簡便な免許手法を可能。</p> <p>(2) 安価で利便性の高いインフラ基盤の整備 ビーコンなど既存インフラについて、民間への開放のためのルールを整備。 道路交通情報通信システム(VICS)で利用されている、NHKのFM多重に係る特許の低廉な使用料。</p> <p>(3) 公共機関・団体の所有するデータの利活用 初期費用、利用料金等の一層の引き下げを検討(例えば、日本デジタル道路地図協会のデジタル道路地図、日本道路交通情報センターの道路交通情報等)。</p> <p>(4) レンタカー業に関する対面受付義務を緩和。</p> <p>(5) 緊急通報事業に関し、損害保険料の割引が行えるよう、規制を緩和。</p>
4. 国際標準化への取り組み	<p>国際標準化活動の戦略的重要性を再認識し、官民共同で省庁横断的に、国際標準化に向けた日本の意見を迅速にとりまとめるとともに、ISO、ITU等の標準化活動への人材派遣や民間への支援を行う必要。</p>

以上

電子商取引の環境整備

2002年4月9日
 (社)経済団体連合会
 情報通信委員会情報化部会

主要項目	問題意識等	対応の方向
<p>1 .企業の効率化を妨げる規制の総点検の実施 (1)書類の作成、保存、備付け、縦覧等を義務付け</p> <p>(2)取引における書面要件</p>	<p><u>企業活動の足枷、制約等を除去する必要がある。</u> (例示) 税務上の申込書、請求書等の保存義務 アルコール製造事業者、揮発油販売業者、割賦販売業者、証券会社、保険仲立人、金融先物取引業者、特定債権等譲受業者、抵当証券業者等の帳簿書類保存義務、証券会社の業務・財産説明書類、自己資本規制比率記載書面の作成・備え置き・縦覧義務 等</p> <p>民事訴訟法 11 条 2 項による民事管轄裁判所に関する書面作成義務(書面による合意でなければ効力は生じない。ネット契約中の管轄地条項は無効) 貸金業における貸付契約の内容を明らかにする書面、弁済を受けた事実を記載する書面の交付義務</p>	<p><u>電磁的記録による代替を可能とすべきであり、そのために政府全体として総点検を行う必要がある。</u></p> <p><u>電磁的記録による作成を可能とすべきである。</u></p>
<p>2 .公益法人等に関する書面義務付けの総点検の実施</p>	<p>医療法人、社会福祉法人、学校法人、政党、NPO、中間法人、労働組合、農協、中小企業関係団体など、各種法人において書面の作成、備置き等が義務付けられており、効率化の妨げとなっている。 (例示) 医療法人、社会福祉法人、学校法人における財産目録、貸借対照表、損益計算書の作成、備置きの義務 労働組合における、会計監査人による会計報告の証明書、労働協約の書面作成・署名・記名押印義務 NPO(特定非営利法人)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿等の作成、備置き、閲覧の義務 中間法人の計算書類の作成、備置き義務 農業協同組合の定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、組合員名簿総会・理事会及び経営管理委員会の議事録の備置き、閲覧義務、業務・財産状況説明書の作成・縦覧義務等 中小企業等協同組合、商店街振興組合、商工会議所等の定款、規約、共済規程、総会及び理事会の議事録の作成、備置き、閲覧義務、定時総会一週間前の事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書等の備置義務等</p>	<p><u>各種公益法人等において書面の作成、備置き等が義務付けられているもの(財産目録、貸借対照表、損益計算書、総会議事録等)について IT 利用を可能とすべきである。こうした法人は広範な分野にわたるため、政府全体として総点検を行う必要がある。</u></p>
<p>3 .ユビキタス・ネットワーク構想の策定</p>	<p>ブロードバンド化をふまえたユビキタス・ネットワークの構築は、情報家電、携帯電話、カーナビなど、日本の国際競争力を発揮できる重要分野であるが、放置すると、各省庁バラバラにユビキタス・ネットワークについての取組みが進展し、総合的な力が発揮できなくなるおそれがある。</p>	<p>IT 戦略本部が中心となり、関連省庁・産業界・有識者の知恵を結集して、ユビキタス・ネットワークのネットワーク・インフラ、情報機器、コンテンツ、サービスについての目標像を描くことにより、<u>政府全体として単一のユビキタス・ネットワーク構想、方針を策定する必要がある。</u></p>
<p>4 .経済革新のための IT システム化投資を促進する税制の導入</p>	<p>日本経済再生のためには、IT を利用する産業全体の構造改革、生産性の向上が不可欠であり、<u>IT 利用産業における経営改革、組織再編を支援する IT 投資、とりわけソフトウェアの導入を政策的に支援していく必要がある。</u></p>	<p><u>IT 利用産業における IT 投資を促進する税制を導入する必要がある。</u></p>